



Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2016年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. デリー高等裁判所判決¹: 議会による国際条約の一方的な改正は不可、中継装置を使用するデータ転送サービスの対価は租税条約上の「使用料」には当たらず

中継装置を使用したデータ転送サービスの対価の課税可否についてはインドの裁判所で長く争われている。

複数の裁判所は、「国内税法と異なり、租税条約上、工程(process)の使用または使用の権利の対価は、当該工程が秘密工程(secret process)である場合のみ使用料とみなされる。国内税法上と租税条約上のこの定義の違いを考慮して、中継装置を使用するデータ転送サービスの対価に租税条約を適用すると、当該対価はインドでは使用料所得とはみなされない」とする判決を下している²。インド政府は国内税法を改正し、「“工程”という用語にはそれが秘密工程であるか否かを問わず、衛星通信が含まれ、かつこれまでも含まれてきた」ことを明示する記載を追加していた³。

今般、デリー高裁は、国際条約上の用語の定義を

拡大するために国内税法を改正することはできないとし、租税条約に用語が定義されている場合に国内税法を参照する必要はなく、特に租税条約上の定義や最終的な所得の課税可否を推定するために国内税法を参照する必要はないという判断を示した。

また、議会には一方的に租税条約を改定する権限はなく、中継装置を使用するデータ転送サービスの対価は租税条約上の「使用料」には当たらないとした。同様の支払の課税可否については2012年財政法(Finance Act 2012)による「使用料」の定義改正の前に下されており、本判決は、租税条約が適用される場合の(2012年財政法(Finance Act 2012)による「使用料」の定義改正後の)データ転送サービスの対価の取扱いを明確化するものである。

2. デリー高等裁判所判決: 事業譲渡⁴により承継する純資産額を超過する対価の額はのれんとみなされ、償却額は損金算入が可能

デリー高等裁判所は、事業譲渡における、事業継続を目的とした事業(business as a going concern)

1 Director of Income-tax 対 New Skies Satellite BV ITA 473 & 474/2012 および Director of Income-tax 対 Shin Satellite Public Co. Ltd. ITA 500/2012 & ITA 244/2014, C.M. APPL.9724/2014

2 インド国内税法には、租税条約の規定の方が有利な場合は当該規定が国内税法に優先することが定められている。

3 2012年財政法を参照

4 インドでは通常「slump sale」と呼ばれる。

の買収に係るのれん償却額は損金に算入できると
いう判決を下した⁵。

事業買収、合併、分割等で計上されたのれん償却
額の損金算入可否については、インドで長く争われ
ており、最近では、合併により生じたのれん償却額
を損金算入可とする判決が複数下されていた。デ
リー高裁の判決は事業譲渡に係る買収から生じた
のれんの償却額が損金に算入できることを再確認
するものである。

3. CBDT⁶: 税務調査官に更正の請求に期 限内に対応するよう指示

CBDT は税務当局に、納税者の計算に明らかな計
算誤りがあった場合の通知を更正期限である6カ月
以内に発行するとともに、当該通知を国内税法に定
めるとおり書面ですすよう指示した⁷。

当該通知発行の不当な遅延や写しを送らないオン
ライン上だけの通知により、納税者が通知に気付か
ず、必要な場合に異議申立てまたは更正等の必要
な手続を行うことができない問題が発生していた。
納税者にとっては朗報である。

4. 日本人向け到着時ビザプログラム

インド政府は 2016 年 3 月 1 日から、日本人向けに
到着時ビザ(visa on arrival)プログラムを実施する。
このビザは、観光、会議への出席、医療およびビジ
ネスを目的とする日本人に 30 日以下の短期滞在を
許可するビザである。

当該ビザ申請に関する資格要件および手続等の詳
細については、インド内務省外国課 (Foreign
Division) が 2016 年 2 月 22 日付で発行した
Circular no. 467 を参照のこと。

5 Triune Energy Services Private Limited ITA Appeal No. 40 および No. 189 (2015 年)

6 直接税中央委員会 (Central Board of Direct Taxes)

7 2016 年 2 月 15 日付の Instruction No. 1/2016 および Instruction No. 2/2016 を参照のこと

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。